

令和5年度 第2回生駒市入札監視委員会議事概要書

開 催 日 及 び 場 所	令和6年2月8日(木) 生駒市役所 3階 302会議室				
出 席 委 員 等	委 員 長		福本 佳苗		
	委員長代理		岸 道雄		
	委 員		田中 忠司		
	事 務 局		・ 川島総務部長 ・ 山本契約検査課長 ・ 中野契約検査課長補佐 ・ 東契約係長 ・ 栗巣契約係員		
	抽出案件 説 明 担 当 課	建設部土木課		駒井課長・前田課長補佐	
建設部営繕課		田中課長・東浦主幹・今西係員			
建設部管理課		西岳課長			
福祉健康部健康課		渋谷課長補佐・神所係員			
審 議 対 象 期 間	令和5年6月1日 ～ 令和5年11月30日				
抽 出 案 件	総件数	4件	(備考)		
一 般 競 争 入 札		2件	期間内入札等件数	一般競争入札	97件
指 名 競 争 入 札		0件		指名競争入札	0件
随 意 契 約		2件		随意契約	19件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意 見 ・ 質 問		回 答		
	別紙のとおり				
委員会による意見具申又は勧告の内容					

別紙

質 問	回 答
発注工事等に係る契約方式別一覧表	
	・令和5年6月1日から令和5年11月30日までの期間で契約した各方式別の件数及び発注工事等に係る契約方式別一覧表の中から当委員会で審議対象とする抽出事案の選定方法について事務局より説明
1 審議案件 抽出案件 (1)北田原中学校線道路整備工事(第2-2工区)	
・全体工事費のうち舗装工事の占める割合が多いから、舗装工事にしたのか。 ・舗装工事A級に分けているが、どのように業者の格付を行っているか。	・全体工事費の中で舗装工事が半分以上占めているため舗装工事にした。 ・経営審査事項でP点が1000点以上のものをA級に格付している。
1 審議案件 抽出案件 (2)市営小平尾桜ヶ丘住宅及び元町住宅換気設備機能強化工事実施設計業務	
・最低制限価格を導入した場合、入札者数は増加するか。 ・測量・建設コンサルタントは低価格で1者入札が多く競争性はあるか。 ・入札不調で何を追加したか。 ・予定価格に近い額で落札されているが、利益はないのか。 ・最低制限価格を設定し、複数者が同価となった場合の落札決定はどうか。	・増加すると考えている。適正な利益の確保、担い手不足の解消につながることから導入したいと考えている。 ・落札率が50%を切る案件もある。本件は2回不調が続いた案件であり、入札者が1件になった。 ・設備設計だけでなく、構造計算を追加した。 ・複数社にヒアリングしたところ、構造計算は外注するため、利益がでないときいている。 ・最低制限価格で入札者が同価となった場合は、従来の一般競争入札通りくじで決定する。
1 審議案件 抽出案件 (3)高山町傍示地内里道災害復旧工事	
・工事した場所はコンクリート部分か。 ・災害はこの場所だけか。 ・建設業協会が工事した理由は。 ・予定価格と契約金額の決め方は。	・そのとおりである。土砂を撤去後、コンクリート造で土留した。 ・市内30ヶ所で被害はあるが、入札監視委員会の審議案件になったのはこの1件だけである。 ・平成14年に建設業協会と災害に関する協定を締結しており、それに基づき工事を発注した。 ・予定価格は公共歩掛を基に設計した金額であり、契約金額は業者に見積徴取した結果である。

質 問	回 答
1 審議案件 抽出案件 (4)セラビーいこま昇降機リニューアル工事	
・金額が高額になった理由は。	・運営を継続しつつ、必要な改修を行うための手法を比較検討し、工期が短く、最も安価な制御リニューアル方式を採用した。全撤去する場合は工期・工期ともに2倍となるため、今回の手法が最適と考えている。
・改修後の耐久年数はどの程度か。	・20年程度と考えられる。
・他のメーカーで対応可能か。	・レールなど既存部分をそのまま使う部分改修の場合は同一メーカー以外は保証対象外となるため、他のメーカーで対応することができない。
2 報告案件 (1)発注工事等総括表	
・工事件数が増えた理由は	・令和5年6月1日から令和5年11月30日までの期間で契約された各方式別の件数、予定価格、契約金額、落札率の集計及び前年同期間の対比について、事務局より説明 ・明確な理由は不明だが、改修事象が増加し、どの工事も少しずつ案件が増加している。
2 報告案件 (2)入札参加停止措置の運用状況	
	・令和5年6月1日から令和5年11月30日までの入札参加停止措置を行った状況について報告しました。
2 報告案件 (3)建設工事における設計変更の状況	
・設計変更する場合は工事を一旦とめるのか。	令和5年6月1日から令和5年11月30日までの期間に完成した案件について報告しました。 ・変更金額が2割超える場合は、工事を中断して設計変更を行う。2割を超えない軽微な場合は、最終設計変更で対応する。
2 報告案件 (4)不調・不落、1者入札の状況	
	・令和5年6月1日から令和5年11月30日における不調・不落、1者入札の状況について、報告しました。
3 その他 生駒市最低制限価格制度要領の一部改正について(測量・建設コンサルタント等業務)	
	・生駒市最低制限価格制度要領について、測量・建設コンサルタント等業務に最低制限価格を導入するため、一部改正を事務局より説明

質 問	回 答
・最低制限価格を導入することとした理由は。	・入札監視委員会の意見をふまえて改善するために設定する。
3 その他 建築設計・建設コンサルタント業務における格付け・発注基準の見直し	
	・建築設計・建設コンサルタント業務における入札参加者数を増加させるため、同業務における格付け・発注基準の見直しを検討することを事務局より説明
3 その他 舗装工事における発注基準の見直し	
	・舗装工事(A級)における入札参加者数を増加させるため、舗装工事の発注基準の見直しを検討することを事務局より説明
3 その他 生駒市参加意思確認手続の実施に関するガイドラインの制定について	
・複数の業者が参加意思を表明した場合はどうか。	・随意契約のさらなる公正性・公平性・透明性確保のため、参加意思確認型随意契約制度の運用を行う予定であることを事務局より説明 ・指名競争入札またはプロポーザル方式で決定する。
3 当番委員(事案の抽出)の指名	
	運営要領第3条第2号の規定に基づき、福本委員長に決定した。
3 次回開催日程	
	8月頃を予定しており、できるだけ早いタイミングで調整させていただきたい。